所属名 琵琶湖環境科学研究センター

項	E E	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のありた いて		(3)平成26年度内部評価未実施について(対応済) (指摘3)	平成26年度以外の各年度では適切に評価を行っていたが、平成26年度のみ事後評価ができていなかったため指摘を受けたところである。
		平成26年度の内部評価委員会による評価につ いては、内部評価委員会は開催している。	今後は、「滋賀県琵琶湖環境科学研究センター内部評価実施要綱」で定める評価基準に 基づき適切に評価を実施する。
		しかし、事務局において事後評価手続きが適 切に認識できていなかったため、各研究課題に 対し、内部評価委員からの意見を徴取したもの の、評価基準に基づく評価ができていない。	平成29年度は、同要綱に基づき、5月29日および31日に内部評価委員会を開催し、第四期中期計画(平成26年度~平成28年度)の調査研究等について事後評価を行った。
		なお、琵琶湖環境科学研究センターでは、既 に適切な評価が出来ていなかったことは認識し ており、今後は内部評価委員会による評価を適 切に行うこととしている。	

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方について	(4)評価体制全般を網羅的に規定した文書がない(指摘4) 琵琶湖博物館では審査会・研究報告会・領域会議などによる評価が行われているが、評価体制を全て網羅的に規定した文書がなく、また、監査人と質疑応答の中でも明確とは言い難い説明しかなく、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」との整合性を的確に説明できない状況にある。すなわち、総合研究等に関しては、審査会の概要を定めた「琵琶湖博物館総合研究・共同研究・共同研究審査委員会設置要網」および審査会の審査手順を示した「琵琶湖博物館総合・共同研究・申請専門研究計画の審査について」(館長発出)しかなく、審査会以外の評価については規程がない。 そして、専門研究については評価体制に関する規程が全くない。 以上から、琵琶湖博物館としての評価体制全般がどのように機能しているか、判別しにくい状況にある。したがって、評価体制を極力「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」と整合すべく、本庁とも十分に協議の上で評価体制を規程化する必要がある。	研究活動の評価については、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」と整合を図り、評価体制全般について規定した「滋賀県立琵琶湖博物館研究評価実施要綱」等を平成29年4月に策定し、評価を行っている。

所属名 琵琶湖博物館

項 Ħ 結果報告および意見 左記に対するその後の措置状況 施設のあり方につ (2)戦略的博物館について(意見2) 博物館学は、比較的新しい研究分野でもあり、他の研究分野に比べれば評点が低いこと 平成23年度から平成27年度の評価の変遷を見 いて が課題であると認識している。 ると、戦略的博物館学の評点が低くなっている。 すなわち、『「ミュージアム・リテラシー」を このため、琵琶湖博物館で行っている研究セミナーや研究領域会議等での学芸員間の議 軸とした戦略的博物館学』(研究期間:2011年) 論をはじめ、博物館学分野の学会・研究会での発表を通じての情報交換などを積極的に行 および共同研究『「人をつなぐ人材」を軸とし った。 た戦略的博物館学への展開』(研究期間:2012 特に、平成29年7月1日に全日本博物館学会大会が琵琶湖博物館で開催され、当館の博 年~2015年)の評点が低い。評点が低いこと自 物館学に関する研究成果を発表し、博物館学を専門とする外部研究者から様々なアドバイ 体は、評価が厳格に行われていることの証左で スをいただくことができた。今後はそれらも踏まえながら、一層の研究推進を図る。 はあるが、検討すべきは低評価に至った理由で ある。 そこで、最近の研究である『「人をつなぐ人 材」を軸とした戦略的博物館学への展開』の評 価状況を確認すべく、「審査委員会の審査結果-コメントと要望--(琵琶湖博物館館長コメント) を閲覧したが、これによると審査委員に十分な 理解を得ようとするようなプレゼンテーション ではなかったようである。また、この研究の研 究代表者は、2015年9月の審査会において共同 研究「科学館的手法を湖沼現象の理解に結びつ ける方法論の実践的研究」の研究代表者として 評価を受けているが、この研究も2015年9月の 審査会で評価を受けた研究の中で、最も低い評 価となっている。 このように戦略的博物館学の評点が低い状態 で推移していることは、博物館学そのものが比 較的新しい研究分野であること、また、当該共 同研究の代表者が他の研究などで非常に繁忙で あった(2015年度琵琶湖博物館業績目録より) など、様々な原因が考えられるものの、博物館 学研究領域の中核をなすであろう研究の評点が 低く、長年に渡り研究成果が十分出ていない状 況は、琵琶湖博物館として決して好ましいもの ではない。低い評点が続いている原因を琵琶湖 博物館として検討し、研究成果が出るよう改善 を求めたい。

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
項をおり方について	結果報告および意見  (3)専門研究「琵琶湖を中心とした人と自然の関係をめぐる研究・交流・展示」について(意見3)  平成27年度に実施された専門研究「琵琶湖を中心とした人と自然の関係をめぐる研究・交流・展示」は、共同研究等よりも多額の900,000円が予算配分されているがこれは館長の出張旅費(フランス(9泊10日))である。  これも一種の研究費ではあるが、2015年度琵琶湖博物館専門研究計画調書を見ると純粋に旅者のみであるため、他の専門研究とは区別するとめに、当該費用は旅費として計上することも検討されたい。	左記に対するその後の措置状況 平成29年度までの当該専門研究費には、海外の関係機関との研究・事業に関する協定締結や国内の博物館関係の会議などの旅費を予算計上していが、意見を踏まえ、平成30年度予算からは、専門研究費とは区分して旅費に計上している。

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
収支の状況について	(1)観覧料徴収事務の委託方法について(指摘13) 琵琶湖博物館の数千万円にも上る観覧料収入 が収納される預金口座が、徴収事務委託先の一 会計責任者の個人名義かつ私印により開設され ており、横領等が発生しやすい管理状況である と指摘せざるをえない。 また、預金口座の法的帰属があいまいである ため、委託先会社または会計責任者が破産等し た場合の貸倒れリスクが存在する。 観覧料収入について、徴収事務委託者に対し 滋賀県として開設した預金口座へ日々入金させ る、または観覧料収入の調定を日々実施するな どの運用に変更することを検討しなければなら ない。	

所属名 環境政策課

	T	
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
収支の状況について	(1)知的財産管理体制の整備について(意見11) 試験研究機関が有する知的財産は県有財産であり、自治体の財産である。知的財産和活用や保護を行い、そして他者の知的財産権の侵害を防ぐために、試験研究機関における知的財産権の健康が必要である。 なお、例えば企業の技術開発を支援する試験研究機関であれば開発した技術の権利化に試験が必要であるし、文化学術的な研究をする必要が研究機関であると、試験研究機関毎が取り扱う研究機関毎が取り扱い、芸術はできたので、対験が関係では、対験が関係では、対験が関係では、対象が関係では、対象が関係では、対象が関係では、対象が関係では、対象が関係では、対象が関係では、対象が関係である。	当課には該当する試験研究機関として、琵琶湖環境科学研究センターおよび琵琶湖博物館がある。  どちらの試験研究機関とも、現状では特許等を保有していないが、琵琶湖環境科学研究センターでは、学術的な研究をする試験研究機関として、写真、論文、講演要旨等の著作物を保有しており、著作権の所有や利用方法の明確化も含めて研究成果等のデータベースである環境情報システムを構築し、平成30年度中に公開する予定である。  琵琶湖博物館では、文化学術的研究を行う機関として、貴重な文化財をはじめとした多くの資料を収集保管しており、滋賀県立琵琶湖博物館資料取扱い要綱に基づき知的財産の管理を行っている。 また、両機関とも研究者等の規範意識の向上を図るため、著作権、研究者倫理など不正行為の防止について研修を行っている。

所属名 琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
人件費の状況につ いて	(2)研究毎に投下された職員費の把握について (指摘18) 試験研究機関の事業費のうち大部分を占める 職員費について、試験研究費とは別項目として 管理されており、人件費を勘案した試験研究の 費用対効果を数値で測定することができない。	【琵琶湖環境科学研究センター】  これまでから、各研究者に関して、職務分担表に試験研究課題や事業名を具体的に表記し、職務内容を研究テーマごとに整理して研究に費やす時間の把握を行っており、4月、12月に分担割合を見直したところであるが、さらに年度末にも業務量を確認することで、各研究職員の人件費を研究課題ごとに把握するよう改善を図った。
	研究活動を管理するための情報として、「誰が、どの研究に、何時間(いくらの人件費を)」投下したかを把握しなければならない。 例えば職務分担表を充実させ、事業と研究に時間を割り振ったうえで、研究につらに予定と実績を比較・分析する仕組みが考えられる。 当初に計画された職務分担表による予定投下時間と、実際の投下時間を比較すれば、どれだけの時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使ったのか、測定が可能となる。 さらに、職員費を時間によって各研究テーマに配賦すれば、職員費を時間によった実態の試験研究費を把握することも可能である。	【琵琶湖博物館】 平成29年度から、学芸員ごとの研究業務計画に業務全体に占めるそれぞれの研究活動の割合を標記し、4月、10月、12月および年度末の職員面談時に進捗状況を確認し、各学芸員の研究に要した人件費を把握するよう改善を図った。

所属名 琵琶湖環境科学研究センター

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
契約事務の状況について	(1)水質実験調査船建造工事の施工監理業務委託契約について(意見15) 当施工監理業務は、果たして別途に外部委託う工監理業務は、果たして別途に外部委託ののよるのでよるのではないかについては、設計と関係として関係をで足りるのではないかについては、設計と施計を関係を表が、当期を対象をでしては、設計とをでしては、設計とをでしては、設計とをでしては、設計とをでしては、設計とをでしては、設計とをでしては、設計とをでしては、設計とをでしては、設計とをでしては、設計とをでで、本には、でで、本には、でで、平成23年には「経歴、対のとのでは、のとのでは、のは、でで、では、なるのでは、が、のは、でで、では、なが、でで、では、なが、でで、では、なが、でで、では、なが、には、が、のは、なが、などのでは、なが、などのでは、なが、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのではなどのでは、ないのでは、などのでは、ないのでは、ないのでは、などのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのではない、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないいのではないのではないので	平成26年度に建造した琵琶湖環境科学研究センターの水質調査船「びわかぜ」(71トン)は、「琵琶湖丸」(19トン)や「あらわし」(14トン)とは船舶の規模が異なり、必要とされる施工監理に係る高い技術力が求められ、農業土木等の県職員による対応は困難であったため、一般競争入札により施工監理業務を委託した。 今後、新船を建造する際には、引き続きコストの削減にも十分留意し事務を行うこととする。

			<u>所</u> 属名
項	目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
契約 す の い て に に に に に に に に に に に に	の状況に	(2) 水族資料収集・飼育管理業務委託契約について(意見16)  琵琶湖博物館は、当契約の随意契約および一者見積の理由として、(株)環境総合テクリ、知識を有する唯一の業者であるということを強調して述べている。 しかし、水族館のわずかな部分にバイカのの生物の飼育展示学のであるということを強調してが、水族館のわずかな部分にがれた。このが、イカの生物の自変をない。 また、音の製約となんら変から変がい。 また、このバイは方法等にしている。 また、このバイは方法等にしてとされてがが、対策の力がな知動でが、対策にしている。 また、このバイは方法等にしている。 ないては方法等にしたされてが、対策は対がが、対策にも、のを変が、が、対策にしたが、対策にしたが、対域の上も対域を合うに、対域の上も対域を合うに、対域の上も対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	水族資料収集・飼育管理業務は、希少種の保護増殖活動やバイカル湖産の水生生物等の飼育など、高度で専門的な飼育技術が必要であること、また、他の博物館・水族館において当館と同様に水族飼育管理業務のみを委託している事例が他になかったことから、これまで1者による随意契約としてきた。しかし、バイカル湖の固有種の展示後約2年が経過し、飼育のノウハウが積み上げられてきたことや、近年、当館と同様の形態で運営される事例が他館にも見られるようになったことから、意見を踏まえ、平成31年度からの一般競争入札への移行に向け、現在、本業務を受託可能な業者について、具体的な調査・検討を行っているところである。

所属名 琵琶湖環境科学研究センター

	T	1
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状況について	(1)水質自動測定局の廃棄について ①水質自動測定局の廃棄について 平成21年度の包括外部監査で「意見」として 指摘された、利用停止中の水質自動測定局の廃棄が全て行われておらず、現時点でも8局(湖 心局3局、その他5局)が現存している。 特に、琵琶湖に浮かべている湖心局3局のうち2局については、琵琶湖に活動に直定しているがあり、かまずでである。 特に、琵琶湖に対する年間維持費が2,500 大場合に船舶航行者を危険にさらす可能性がある。 さらに、点検等に対する年間維持費が2,500 千円程度必要なことから早急に廃棄することが必要である。 ②建物の使用状況の変更について(対応済) 水質測定局5か所(薩摩、安曇川、宇曽川、 長命寺川、日野川)については、未利用であるが、定期監査調書の財産管理状況調されているの で「無」の記載とし、未利用財産であることを明示することが必要である。	①水質自動測定局の廃棄について 湖心局3局の撤去については、琵琶湖政策課において平成30年度予算を確保し、関係機 関と協議を行っている。 ②建物の使用状況の変更について 記載誤りであったことから、平成28年度の定期監査調書より、「無」と記載した。

	ı	
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状 況について	(2)重要物品以外の現物確認について(指摘20) 重要物品以外の備品については、定期的な現物 確認が行われていないが、備品紛失のリスクを未 然に防ぐためにも現物確認を行う必要がある。 現物確認の実施方法については、数年でローテ ーションするなど実施可能なルールを作成して おくことが必要である。	重要物品以外の備品については、全体で4千点以上あることから、平成29年度は現物確認に向け全ての備品のリストを整備し、今後は5年に1回現物確認することとした。 今年度は研究備品(50万円以上100万円以下)の現物確認を実施する予定である。
	(3)船舶の保険加入について(指摘21) 琵琶湖博物館が保有している船舶「うみんど」 については、共済保険に加入していないため、共 済保険の加入が必要である。	平成29年度から損害保険会社と契約し、船舶保険に加入した。

1百 日	<b>公田 起 生 か ト 7 8 辛 日</b>	ナシッサナススの後の世界単辺
項目定資産管理の状況について	結果報告および意見 (7)①(ア)棚卸実施に関する文言について(対応済)(指摘25) 琵琶湖博物館、水産試験場を除いて、最低年1回の棚卸しは実施しているが、毒劇物の管理規定にその旨がないため記載する必要がある。	左記に対するその後の措置状況 平成29年4月に、これまでの「薬品の取扱いに関する取り決め」に替え、毒劇物の管理について、より詳細に規定した「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」を整備し、薬品類の棚卸しを年1回実施する旨明記した。

所属名 琵琶湖環境科学研究センター

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状況について	(7)①(イ)管理規定と現状の管理体制の不一致について(指摘26) 管理規定が休止したシステムを前提としており、現状の管理体制と一致していないため、管理規定を現状の管理体制と整合させる必要がある。	「滋賀県琵琶湖環境・科学研究センター薬品管理規程」に基づき、薬品管理を行ってきたが、現在、休止している「薬品管理システム」に係る規定が削除されず残っていたため指摘を受けた。 そのため、平成29年5月に新たに「滋賀県琵琶湖環境科学研究センター化学薬品安全管理規則」を定め、現状の管理体制と整合させた。

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状 況について	(7)②棚卸しの実施について(対応済)(指摘27) 必ず年1回は、毒劇物の棚卸しを実施することにより、適切な管理が行われていることを確認することが必要である。	平成29年4月に策定した「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」に基づき、平成29年9月に年1回の薬品類の棚卸を実施した。
	(7)③長期未利用毒劇物の廃棄について(指摘28) 10年以上長期未利用の毒劇物を保有している が、必要性がないのであれば廃棄する必要があ る。	平成29年4月に策定した「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」に基づき、平成30年1月に長期未利用毒劇物など不要な薬品類の選別を行い、2月に廃液と合わせて廃棄処理を実施した。 今後も、毎年1回定期的に選別を行い廃棄する。
	(7)④管理帳簿の記帳について(対応済)(指摘29) 毒劇物の管理帳簿への記帳が行われていなかったため、今後は適切な記帳を行う必要がある。	平成29年2月から劇物・毒物を含む薬品類の管理帳簿を整備し、記帳を行っている。 平成29年4月に策定した「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」に基づき、平成29年9 月に年1回の毒物・劇物を含む薬品類の棚卸を実施し、平成30年1月に適正に薬品類の管理がされているか管理簿のチェックを実施した。今後とも規定に基づき適切に記帳を行う。

所属名 琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館

		7
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状況 について	(2)研究用備品の有効活用について(意見18) 研究用備品の有効利用を推進すべく、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」において「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に基づき機器の相互利用を図っているが利用実績が低い。 利用促進を図るため、機器の保有側も会議の際に未利用設備の情報を開示するとともに、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」に参加していない他の県立機関にも情報提供を行うことが必要である。	「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」(現:滋賀県試験研究機関連絡会議)において、各試験研究機関が保有する機器について情報共有を行った。また、他の県機関には、物品・役務電子調達システムを活用し、情報提供を行った。
	(3)新建造船舶の共同利用について(意見19) 琵琶湖の同じ地域を測定するにも係らず、研究目的が違うなどの理由により、各試験研究機関が船舶を保有している。 中には運航日数も少なく有効に利用されていないものも存在しているため、今後、研究用の船舶を建造する際には、研究機関相互での共同利用についても検討していく必要がある。	今後、新たに研究用の船舶を建造する場合は、研究機関相互での共同利用の可能性についても検討していく。

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状 況について 21) 研 在し され 一 で利 業務 関と	研究用備品の利用状況の把握について(意見	左記に対するその後の措置状況 研究用備品の利用状況の把握については、研究機器管理簿リストを作成し、管理する体制の整備に取り組んでいる。 平成30年3月に100万円以上の研究用備品について、その所在確認と責任者を確認した上で利用状況を把握した。 その結果を踏まえ、使用できず修理不能なものについては廃棄、使用する予定のないものは他機関への移管、今後利用見込があるものは有効活用を促すことを行っている。

所属名 琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状況について	(6)研究用備品の損害保険契約について(意見22) 各施設とも研究用の重要物品を多数保有しているが、共済保険に加入されていない。 万が一火災が発生した時の損害などのリスクと付保によるコストを比較した上で、高額な研究用備品の共済保険加入について検討していく必要がある。	

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
世 日	一本 牧 口 や よ い 息 兄	左 卍 に 刈 り る て の 後 の 相 胆 仏 亿
固定資産管理の状 況について	(7)船舶「うみんど」の有効利用について(意見 23)	船舶「うみんど」は、湖岸域の水面下の調査を行うことに適した小型調査船であり、水 草や湖底の堆積物の調査で貴重な試料やデータを収集している。
	船舶の「うみんど」を保有しているが、年18日 (1.5日/月)しか運行していない。	平成29年度は、試験研究機関連絡会議などを通じた利用の呼びかけなどにより、水草調査を中心に、38回の利用となっており、今後も、より一層利活用が進むよう取り組む。
	他の研究機関からの調査の受託や研究に「うみんど」を積極的に利用するなど、一層の活用を図る必要がある。	

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
切 日	本 東 口 や よ い 息 九	
その他の状況につ いて	(2)琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適 切な引用について(指摘33)	日頃から本庁との連携を密にし、特に重要事項については速やかに報告および相談を行 うことを徹底している。
	著作物の不適切な引用については、平成28年11 月に解決したものであること、また、これに対す る改善策も既に行われており、今後、著作物の不 適切な引用が発生する可能性が低くなったことか ら、上記の問題点の多くは意見とする。	
	しかし、本庁への連絡なく館長名で謝罪が行われたことについては、本件に限った事象ではなく、また、監査人としては、適切なガバナンスの観点から看過できない問題である。	
	通常、館長名で謝罪が行われることは重大なことであり、琵琶湖博物館が長年培ってきた信頼・ ブランドを毀損しかねない事項である。	
	しかし、このような重大事項にも関わらず、琵琶湖博物館は本庁の了承を得ないまま謝罪を行っていることは、大きな問題であった。本来は、著作者からの指摘があった段階で早急に本庁と連絡し、対応を協議すべきであった。	
	また、本庁と普段からコミュニケーションを取りながら、本件を報告しなかった状況を勘案すると、コンプライアンスに関わるような重要事項については、速やかに本庁へ報告し協議を行うことを徹底されたい。	

			<u> </u>
項	目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
その他の いて	状況につ	(1)琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適 切な引用について (意見30)	今後、本件のような不正事案が発生した場合には、速やかに調査に着手するよう徹底す る。
		①最初(平成27年9月29日)の通報に対する対応(調査が不十分であったこと)	なお、本事案を契機とし、平成28年7月に研究員の行動規範や不正行為の防止に関する 規程を整備するとともに、職員研修の実施等により、研究活動における不正行為の防止に
		最初の通知の段階では当該学芸員による確認しか行われておらず、調査としては甚だ不十分であった。学芸員が著作権侵害を認めている時点で、著作権に対する理解が不十分であることは明らかであり、そのような状況で学芸員が「他の箇所には著作権侵害等はない。」と言っても信用できるものではなく、琵琶湖博物館としては、この段階で調査委員会を立ち上げて適切な調査を行うべきであった。	努めている。
		②滋賀県が当該学芸員と著作者との和解内容を把 握していない (対応済)	
		当該学芸員と著作者との和解内容は、著作者の 本件に対する認識や謝罪受け入れの状況などにも 関わる事項でありながら、和解内容を把握してい ない。	
		また、当該学芸員に対する管理監督責任を認識 しながら、ガイドラインで必要とされていなけれ ば把握しなくても良い、という考えは矛盾してい る。さらに極端かもしれないが、実際には和解し ていない可能性も考えないといけない。	
		発生しうるリスクを考えて、それに対応するコスト等を勘案すれば、和解状況を確認することがリスク回避につながる。以上から、早急に和解状況を確認すべきである。	
		なお、本件については監査報告時点では、滋賀 県は和解内容を確認済みであり、問題は解消して いるものの、今後も万が一同様の事象が発生した 場合には、留意されたい。	

所属名 モノづくり振興課

項	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方に いて	つ (1)「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する 評価指針」について(指摘1)	ご指摘に従い、現在存在していない組織である「滋賀県科学技術振興会議」の記載に ついては、実態に合わせて改定を行った。(平成29年5月10日付け関係所属長あて通知)
	国の大綱的指針では、平成16年度以降4度の 改定がなされている一方で、県の評価指針は、 平成16年6月に策定されて以降、10年以上一度 も改定されていない。	その他研究課題評価の推進と部局横断的な取組に向けた調整についても、ご指摘の趣旨に沿って、適宜見直しを行っていく。
	評価指針には、現在存在していない組織である「滋賀県科学技術振興会議」の記載が残っているなど、形骸化していると言わざるを得ない。	
	早急に実態に合わせて改定する必要がある。	
	(2)「滋賀県科学技術政策推進会議」について(指摘2) 評価指針では推進会議が研究課題評価の推進を 統括するとともに、評価の結果、部局横断的な取 組が必要と認められた場合等においては、調整を 図るものとしている。	①「滋賀県科学技術政策推進会議」が担ってきた庁内における研究課題評価の推進と 部局横断的な取組に向けた調整機能については、各試験研究機関における研究課題等の 情報共有が行われている既存の会議組織等の場を活用して、科学技術振興主管課である モノづくり振興課が引き続き確保していくこととする。 ②一方、「滋賀県科学技術政策推進会議」については、上記①に記載のとおり庁内 調整機能の確保を図りつつ、全庁的な本部組織見直し方針や業務効率化の観点から
	また、評価を実施した試験研究機関もしくは試験研究機関所管部は、評価の実施結果について推進会議に報告するものとなっている。	廃止することとする。
	推進会議は試験研究機関の有機的な連携を図る ための重要な役割を担っていたにも関わらず、8 年以上開催実績がない。	
	滋賀県の研究課題評価の推進を統括し、部局横 断的な取り組み等の調整を図る組織が機能してい ない。	
	今後の推進会議のあり方等について検討のう え、早急に改善を図る必要がある。	

所属名 工業技術総合センター

項 目 結果報告および意見 左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況 施設のあり方について (指摘5) 無 化 について (指摘5) 無 (名字 業 業技術)験場の研修生の受講料については、受益者に応分の負担を求める観点に 加え、本 果 陶器産業を担う人材の育成・確保を図る観点から、研修終了後の県内陶器産業への意識のインセンティブが働く仕組と併せて、平成31年度からの受講料有料化に向けて引き続き検討していく。 しかし、受益者に応分の負担を求める観点から、	施設のあり方について (5)信楽窯業技術試験場の後進人材育成(有料いて 化)について(指摘5) 信楽窯業技術試験場の研修生の受講料については、受益者に応分の負担を求める観点に 他)については、陶土などの材料 経費を除いて無料としている。 しかし、受益者に応分の負担を求める観点か に引き続き検討していく。			
いて 化)について(指摘5) 加え、本県陶器産業を担う人材の育成・確保を図る観点から、研修終了後の県内陶器産 で修生の受講料については、陶土などの材料 経費を除いて無料としている。 しかし、受益者に応分の負担を求める観点か しかし、受益者に応分の負担を求める観点か	いて 化)について(指摘5) 加え、本県陶器産業を担う人材の育成・確保を図る観点から、研修終了後の県内陶器産 で修生の受講料については、陶土などの材料 経費を除いて無料としている。 しかし、受益者に応分の負担を求める観点か しかし、受益者に応分の負担を求める観点か	項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
		施設のあり方につ	(5)信楽窯業技術試験場の後進人材育成(有料化)について(指摘5) 研修生の受講料については、陶土などの材料経費を除いて無料としている。 しかし、受益者に応分の負担を求める観点か	信楽窯業技術試験場の研修生の受講料については、受益者に応分の負担を求める観点に加え、本県陶器産業を担う人材の育成・確保を図る観点から、研修終了後の県内陶器産業への就職のインセンティブが働く仕組と併せて、平成31年度からの受講料有料化に向

所属名 モノづくり振興課

		1
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方について	(13) 試験研究における部局横断的な取組について (意見1) 部局横断的に取り組むべき政策にかかる試験研究課題等については、相互の関連付けを明確にし、国の大綱的指針なども参考にしながら、県における効果的・効率的な評価手法と部局横断的な推進のあり方等を検討する必要がある。	部局横断的に取り組むべき政策にかかる試験研究課題等の効果的・効率的な評価手法や部局横断的な推進のあり方については、各試験研究機関における研究課題等の情報共有が行われている既存の会議組織等の場を活用して、各関係部局・機関と意見交換・調整しながら、検討を進めていく。

所属名 東北部工業技術センター

度根庁舎・長浜庁舎ともに建物建築後、相当年数が経過しており老朽化が進んでいる。 また、彦根と長浜は比較的近く交通事情が年々整備されている現在において、庁舎を二つ設置する意義も乏しいと思われる。		1	
いて   彦根庁舎・長浜庁舎ともに建物建築後、相当年   数が経過しており老朽化が進んでいる。   また、彦根と長浜は比較的近く交通事情が年々   整備されている現在において、庁舎を二つ設置する意義も乏しいと思われる。   ②修方針」において、「方針の期間内(平成28年~37年度)の事業着手に向けて、課題整   理や事業方針等の検討を行う施設」として位置付けられている。   平成29年5月から8月にかけて「東北部工業技術センターあり方懇話会」を3回開催し、   業界関係者、学識経験者、関係市等から県東北部の工業振興や地場産業振興に向けた今後   の東北部工業技術センターのあり方等について意見聴取を行った。	項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
これには、これには、これに全くとは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	施設のあり方につ	(16) 拠点の統合について(意見4) 彦根庁舎・長浜庁舎ともに建物建築後、相当年 数が経過しており老朽化が進んでいる。 また、彦根と長浜は比較的近く交通事情が年々 整備されている現在において、庁舎を二つ設置す る意義も乏しいと思われる。 そのため彦根庁舎と長浜庁舎の統合を含めた検	東北部工業技術センターについては、平成28年3月に策定された「滋賀県県有施設更新・改修方針」において、「方針の期間内(平成28年~37年度)の事業着手に向けて、課題整理や事業方針等の検討を行う施設」として位置付けられている。 平成29年5月から8月にかけて「東北部工業技術センターあり方懇話会」を3回開催し、業界関係者、学識経験者、関係市等から県東北部の工業振興や地場産業振興に向けた今後の東北部工業技術センターのあり方等について意見聴取を行った。 懇話会では、機能を充実させ統合して施設更新すべき、場所は東北部地域内の中間(米原周辺)が妥当等の意見をいただいたところであり、これらを踏まえながら、早期の事業着手

所属名 工業技術総合センター

<del></del>		
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方について	(17)信楽窯業技術試験場の老朽化について(意見 5) 信楽窯業技術試験場も建物建築後、相当年数が経過しており老朽化が進んでいる。そのため、このままでは信楽窯業技術試験場の運営に行き詰まることとなり、移転・建て直し等も含めた検討が必要である。 なお、本件については過去から10年以上に渡って継続的に検討されており、滋賀県立陶芸の森付近への移転なども検討されている。 しかし、信楽窯業技術試験場は昭和42年に改築されたものであり、限界も近づいていることを勘案すると、早急に何らかの結論を出すよう、検討を急がれたい。	信楽窯業技術試験場については、平成28年3月に策定された「滋賀県県有施設更新・改修方針」において、「早期(概ね平成28年~32年度)の事業着手に向けて、具体的な事業内容等の精査・検討を行う施設」として位置付けられている。 平成29年6月に「信楽窯業技術試験場あり方懇話会」を設置し、業界関係者、学識経験者等から信楽焼産地および県内窯業関連産業の振興に向けた今後の試験場のあり方等について意見聴取を行っているところであり、また本年5月初旬には、地元信楽の経済関係の6団体からの信楽地域振興に向けた窯業技術試験場の移転建替に関する要望をいただいたところ。 これらの意見を踏まえながら、早期の事業着手に向け引き続き検討・調整を進めていく。

所属名 工業技術総合センター・東北部工業技術センター

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方について	(18)両センターの効率的な工業支援体制について(意見6) 東北部工技センターの庁舎は老朽化が進んでおり、早期に対応が必要である。 そのため、県の財政事情や振興方針の両面を考え、今後の県の工業振興体制について検討すべきである。 その際に、各庁舎の状況を考慮して、使用頻度の高い機械の配置や老朽化した機械の廃棄も含めた検討を行うことによって、財政的に更なる効率的な運用も可能になろう。 また、庶務業務や施設管理の効率化も見込める。 この他、県の政策方針である県北東部の工業振興や地場産業振興を含めた総合的な工業支援体制の構築が必要である。	平成28年3月に策定された「滋賀県有施設更新・改修方針」を受け、平成29年度より両センター職員による「工業技術センターあり方検討会」を開催し、両センターが今後備えるべき機能等について検討を行っている。 引き続き、両センターの施設更新に向けて開催する「信楽窯業技術試験場あり方懇話会」および「東北部工業技術センターあり方懇話会」での業界関係者や学識経験者等からのご意見等も踏まえながら、施設管理と業務の効率化も含めた総合的な工業支援体制について検討・調整を進めていく。

所属名 工業技術総合センター

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方につ いて	(19)信楽窯業技術試験場の後進人材育成(支援 制度)について(意見7)	平成31年度からの信楽窯業技術試験場の研修生の受講料有料化に向けた検討と併せ、 地元関係機関との連携による研修生支援制度の充実に向けた検討を進めていく。
	制度)について(意見7) 有料化について述べたが、地域振興の観点から、信楽産地への定着率(現状は約90%)を維持・向上すべく、研修生支援制度についても検討されたい。	地元関係機関との連携による研修生文援制度の充実に同けた検討を進めていく。

所属名 モノづくり振興課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
収支の状況について	(28)「知的財産管理体制の整備」について(意見11) 試験研究機関が有する知的財産は県有財産であり、自治体の財産である。 知的財産の活用や保護を行い他者の知的財産権の侵害を防ぐために、試験研究機関における知的財産管理体制の整備の進展が必要である。 企業の技術開発を支援する試験研究機関であれば、開発した技術の権利化に配慮すべきであるし、文化学術的な研究をする試験研究機関であれば著作権侵害に注意する必要があるなど、試験研究機関毎が取り扱う研究分野によって整備すべき内容が異なるため、管轄する部局ごとに最適なあり方を検討する必要がある。	商工観光労働部では、「滋賀県商工観光労働部試験研究機関における知的財産等取扱方針」および「産業財産権管理委員会設置要領」に基づき、両工業技術センターにおける知的財産の活用や保護についての取組を行っている。 引き続き、企業の技術開発を支援する当部として、両センターにおける知的財産ポリシーの策定を進めるなど、最適な知的財産管理体制のあり方について検討していく。
	(29)「試験研究機関の主体的な知的財産に関する 取組」について(意見12) 試験研究機関の主体的な取組を促すために、実 施許諾収入について特許権を保有する試験研究機 関に帰属させるなどのインセンティブを働かせつ つ、消極的とも思われる試験研究機関の姿勢を、 積極的な姿勢へと向かわせる施策が必要である。 知的財産を適切に管理・活用することによって、 実施許諾収入を増やし滋賀県の歳入を増加させる ことや、他県・他国の企業に権利を取得されるこ とにより県下の企業が不利益を被ることから保護 することが、試験研究機関に求められている。	各試験研究機関が保有する特許の企業利用(実施許諾)を促す取組として、ホームページや冊子により関係部局をまたいで保有特許の紹介を行っていくなど、各試験研究機関の主体的かつ積極的な知的財産に関する取組を促すための効果的な施策についても引き続き検討を行っていく。

所属名 工業技術総合センター

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
収支の状況について	(30)新規酵母の積極的な開発について(意見13) 平成25年には9社であった分譲先について、 平成27年には6社となるなど、分譲先が減少し つつある。分譲先が減少するということは、経 済効果が縮小するということである。 より魅力ある酵母を新規に開発し積極的に提 供することによって、一層の地域産業振興を目 指す必要がある。	平成30年3月に別館1階および2階の一部を改修し、「日本酒醸造試験室」および「日本酒分析・微生物培養室」、「日本酒機器分析室」として整備した。 この施設を活用し、県内醸造所の酒造技術および酒質向上に向けた小規模試験醸造の取組を進めるとともに、香りの高い新規オリジナル酵母の開発など、「近江の地酒」の新製品開発、ブランドカ向上に向けた取組を進めていく。

所属名 工業技術総合センター・東北部工業技術センター

1百 口	は 田 起 生 か ト バ 辛 目	ナシッサイススの後の世界ドル
項 目 人件費の状況につ いて	結 果 報 告 お よ び 意 見 (32)研究費毎に投下された職員費の把握について (指摘18) 試験研究機関の事業費のうち大部分を占める職員費について、試験研究費とは別項目として	左記に対するその後の措置状況 研究活動に係る職員の従事状況を客観的に把握するため、研究推進指針に基づく4月の実施計画、10月の進捗管理、3月の評価において、研究活動の割合を確認することにより、研究課題ごとの人件費を把握するよう改善を図った。
	管理されており、人件費を勘案した試験研究の 費用対効果を数値で測定することができない。	
	研究活動を管理するための情報として、「誰が、どの研究に、何時間(いくらの人件費を)」 投下したかを把握しなければならない。	
	例えば職務分担表を充実させ、事業と研究に 時間を割り振ったうえで、研究については各研 究テーマへの割り振りまで行い、さらに予定と 実績を比較・分析する仕組みが考えられる。	
	当初に計画された職務分担表による予定投下時間と、実際の投下時間を比較すれば、それぞれの研究者が事業と研究のそれぞれに、どれだけの時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使ったのか、測定が可能となる。	
	さらに、職員費を時間によって各研究テーマ に配賦すれば、職員費を考慮した実態の試験研 究費を把握することも可能である。	

所属名 工業技術総合センター

所属名 東北部工業技術センター

	Т	<u>,                                      </u>
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
項 目 固定資産管理の状況について	結果報告および意見  (41) [琵琶湖博物館] [農技] [畜技] [水試] 棚卸実施に関する文言について(指摘25)  琵琶湖博物館、水産試験場を除いて、最低年1 回のたな卸しは実施しているが、毒劇物の管理規定にその旨の記載がないため記載する必要がある。	左記に対するその後の措置状況 毒劇物の管理規定に「毒劇物は数量把握と不要物の廃棄のため、棚卸しを所属長のもと年1回程度実施する。」旨の追加記載を行った。(平成29年1月)

所属名 工業技術総合センター・東北部工業技術センター

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状況について	(49)研究用備品の有効利用について(意見 18) 研究用備品の有効利用を推進すべく、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」において「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に基づき機器の相互利用を図っているが利用実績が低い。 利用促進を図るため、機器の保有側も会議の際に未利用設備の情報を開示するとともに、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」に参加していない他の県立機関にも情報提供を行うことが必要である。	センターの大部分の試験分析機器は企業への開放を目的として整備しており、企業による予約・利用が非常に多い状況の中で、同要領に基づく相互利用には加わっていない。 しかし、個別の共同研究等に基づく機器の相互利用や、連絡会議の場への機器情報の開示にはこれまでからも取り組んでいるところであり、今後引き続き、機器の有効利用に取り組んでいく。
	(52)研究用備品の利用状況の把握について(意見 21)	センターの大部分の試験研究機器は、企業への開放を目的とし導入したものであり、企 業の設備使用や依頼試験の実績に基づく利用状況の把握に努めている。
	研究用の重要物品の中には、高額なものが存在しているが、研究のための利用状況の把握は されていない。	利用実績の低い機器については、重要物品不要決定委員会を開催し、管理換え、廃棄な ど、適切な処分を行っている。今後も引き続き、機器の適正管理・有効活用に努めていく。
	一定金額以上のものに関しては、利用回数等で利用状況を把握し、利用されていないもので業務に支障のない機器については、他の研究機関との共同利用による活用、移管、売却などを進めていくことが必要である。	
	(53)研究用備品の損害保険契約について(意見22) すべての重要物品を対象に共済保険に加入することは、多大	すべての重要物品を対象に共済保険に加入することは、多大な財政負担を伴うことか
各施設とも研究用の重要物品を多数保有して いるが、共済保険に加入されていない。	ら、災害等によるリスクと毎年度発生するコストを比較検討し従前どおりの管理とする が、今後も共済保険料などの情報収集に努める。	
	万が一火災が発生した時の損害などのリスク と付保によるコストを比較した上で、高額な研 究用備品の共済保険加入について検討していく 必要がある。	

所属名 工業技術総合センター・東北部工業技術センター

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状 況について	(55)設備利用料算定方法の見直しについて(意見 24)	ご意見を踏まえ設備利用料金の算定方法について検討を行い、平成30年1月以降に新た に料金設定を行った機器から、提案いただいた算定方法により使用料を定めることとし
	設備利用方法の算定方法における減価償却の 計算方法が、過去の税法基準の計算方法を用い ている。	た。
	今後は、例えば以下のような合理的な計算方 法に改めることが望まれる。	
	(過去の計算方法) 1時間当たり減価償却費 =取得価額×0.9÷耐用年数÷年間稼働時間	
	(計算方法例) 1時間当たり減価償却費	
	=取得価額:耐用年数:年間稼働時間	

所属名 工業技術総合センター

結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(56)別館の利用について(意見25) 別館3階は会議室5室を有するが、打ち合わせなどの会議利用を除くと、利用されている会議室でも年25日程度の利用しかないため、活用を検討していく必要がある。	平成30年3月に別館1階および2階の一部を改修し、「日本酒醸造試験室」および「日本酒分析・微生物培養室」、「日本酒機器分析室」として整備した。 別館3階については、平成29年2月に開催された「県有財産活用検討会議」において転用・活用を行うべく方針決定されたことを踏まえ、研究室再配置ワーキングを設置し、活用方法について検討しているところである。
(59) 毒物の管理単位について (意見28) 毒物の管理単位が瓶であるが、毒物の危険性 の観点からグラム単位で管理する方法の方が安 全性の観点から優れていると考えられるため、 グラム単位の管理に変更する必要がある。	平成29年度から薬品管理マニュアルの毒物の管理をグラム単位に変更し、管理している。
(60)長期未利用毒劇物の廃棄について(意見29) 10年以上長期未利用の毒劇物の廃棄を継続的 に行われているが、依然として保有されている ため引き続き廃棄する必要がある。	平成28年度末に実施した薬品の棚卸において該当の毒劇物を確認するとともに廃棄を行った。 今後も引き続き毎年度実施する棚卸しにおいて毒劇物を確認し、計画的に廃棄していく。
	(56)別館の利用について(意見25) 別館3階は会議室5室を有するが、打ち合わせなどの会議利用を除くと、利用されている会議室でも年25日程度の利用しかないため、活用を検討していく必要がある。 (59)毒物の管理単位について(意見28) 毒物の管理単位が瓶であるが、毒物の危険性の観点からグラム単位で管理する方法の方が安全性の観点から優れていると考えられるため、グラム単位の管理に変更する必要がある。 (60)長期未利用毒劇物の廃棄について(意見29) 10年以上長期未利用の毒劇物の廃棄を継続的に行われているが、依然として保有されている

所属名 農政課・農業経営課・畜産課・水産課

		T
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方につ いて	(6) [農政水産部] 滋賀県農林水産試験研究推進計 画の総括について(指摘6)	試験研究推進計画については、毎年の評価のみにとどまり、5カ年間の総括評価ができていなかった。
	研究推進計画は平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする計画であるが、計画期間終了後の総括がなされていない。	平成23年度から平成27年度までの研究推進計画について5カ年間の総括評価を実施し、現行の研究推進計画(平成28年度から平成32年度)への反映状況に漏れがないことを確認した。
	計画を立てればPDCAサイクルを廻して計画に 対する結果をチェックする必要があり、チェック をしなければアクションもない。	今後は、現行の研究推進計画の総括評価を実施し、PDCAサイクルを回して、計画に 対する結果をチェックしていく。
	研究推進計画は上位計画である滋賀県農業・水産業新戦略プランに沿って策定されたものであり5年計画の総括は必要不可欠と考える。	
	(7) [農業関係各試験研究機関] 試験研究課題評価 ルールについて(指摘7) 試験研究課題の評価につき、農業技術振興センター、水産試験場はいずれも「評価実施要領」「評価実施細則」に定められたルールどおりに運用されていない。 評価作業による無駄を排除し、かつ、効率的・効果的な研究評価を実施するため、各試験研究機関の勝手な運用を見直し、標準化を徹底する必要がある。	「滋賀県立試験研究機関等の研究に関する評価指針」では、外部評価の対象については、試験研究機関もしくは試験研究所管部が定める重点的な試験研究課題を対象とする旨規定されている。 よって、全ての新規研究課題については、現状どおり外部評価において事前評価を受けることとし、中間・事後・追跡評価については、重点的な課題を評価の対象とするよう「評価実施要領」「評価実施細則」を平成29年6月に改定した。 各試験研究機関においては、平成29年度からこれに基づき試験研究課題の評価を実施している。 今後も改定した「評価実施要領」「評価実施細則」に基づき、評価を実施し、効率的・効果的な試験研究を実施していく。

所属名 農政課・農業経営課・畜産課・水産課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
項 目 施設のあり方につ いて	結果報告および意見  (8) [農業関係各試験研究機関] 研究課題の評価にかかる客観的な評価について(指摘8)  研究課題の評価にかかる◎、○、△は年度ごとの進行管理として成果を評価しているものである。  研究成果としての経済効果を指標とする必要はないが、第三者も理解し得る透明性のある客観的な評価を実施すべきと考える。  (9) 「農政水産部」外部評価のあり方について(指	左記に対するその後の措置状況  試験研究課題ごとに当該年度の研究目標項目を評価様式に追加し、研究目標と成果を比較できるようにした。  併せて、評価についても◎(目標以上の成果であった(100%以上))、○(ほぼ目標どおりの成果であった(80%以上100%未満))、△(目標の半ば程度以上の成果であった(50%以上80%未満))、×(目標の半ば程度以下の成果であった(50%未満))の4段階の評価とし、その評価基準を整理するなど、第三者も理解し得る客観的な評価を実施するよう改善した。  この評価方法に基づき、平成28年度の研究課題から実施しており、今後も第三者にも理解し得る客観的な評価を実施していく。  外部評価については、畜産、水産分野の有識者の委員を増やすとともに、研究成果の受
	(あ) 展送水産部 プロボー はのあり がに で ( 情	け入れ先である各分野の担い手も委員に追加し、農林水産関係試験研究外部評価委員設置 要領を改定した。 現行外部評価委員の任期満了後(平成30年9月1日)から新たな外部評価委員により評価を実施していく。
	また、農業関係の試験研究機関は、いずれも農業、畜産、水産の各産業に密着した試験研究を実施しており、その意味では、研究成果を受け入れる実際の担い手が必要とする研究課題であることが極めて重要となってくる。  生産・流通・消費関係からの委員を選任しているものの、実際の各産業の担い手を代表しているとはいえない。外部評価のあり方を再検討いただきたい。	

所属名 農政課・農業経営課・畜産課・水産課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方について	(10) [農業関係各試験研究機関] 試験研究成果の定量的評価の徹底について(指摘10) 事前評価調書において「期待される成果」の記載欄があり、そこには「最終的な技術開発の目標や到達点、成果の活用方策、波及効果等について、数値等を用いてできるだけ具体的に記載する。」としているが、監査人が事前評価調書を査閲しても数値等を用いて具体的に記載されているものは非常に少ない。  また、事後評価調書では、当初期待された成果に対する「研究の成果」「成果の活用」を記載する仕組になっているが、数値等を用いた記載が少ないため客観性に欠ける。  追跡調査も含め試験研究成果の定量的な評価が可能なものについてはその徹底を図るなどの改善が必要と考える。	平成29年6月に農林水産関係試験研究課題評価実施細則を改定し、事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価の各調書様式において、「期待される効果」や「研究成果の活用」等の記載欄に関連目標数値を記入するよう様式を改め、平成29年度の評価調書から記入している。  今後も数値目標の設定が可能な研究課題については、その記入を徹底することにより、試験研究成果の定量的な評価を実施していく。
	(11) [農業技術振興センター] 花・果樹研究部の見直しについて(指摘11) 花・果樹研究部については、育苗施設等の空き施設を有効利用したポット栽培や、低樹高栽培、根域制限栽培等の早期成園化技術の研究が増加していることから、現在、試験研究用に植樹している果樹等は、すべてが必要不可欠なものであるのかをしっかり見直し、必要最小限の規模に見直す必要がある。  ほ場を縮小すれば肥料農薬等のコスト削減になるとともに、メンテナンスのための雇用職員も少なくてすむ。	県では、都市近郊の立地条件を活かし、「滋賀県農業・水産業基本計画」において、集客力のある果樹の生産拡大を推進することとしており、花・果樹研究部での技術開発等の研究は重要であると考えている。  監査の指摘も踏まえ、これからの研究内容を整理した結果、花・果樹研究部では、課題が解決されつつある柿の研究を縮小する一方で、ブドウ、ナシ、モモ等の早期成園化や生産性向上などの試験を継続するとともに、新たな需要の見込まれるワイン用ブドウなど6次産業化に資する加工用果樹の研究を進めるとした。  今後見込まれる研究内容の変化に合わせて、ほ場の利用計画等のローテーションを見直すが、引き続き、試験研究に必要な果樹の作付地の確保と次期栽培予定地の確保が必要であることから、現状のほ場面積において、計画的に伐採・新植を行い、効果的、効率的なほ場運営に努める。

所属名 農業経営課

		,
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方について	(12) [農業技術振興センター] 茶業指導所の見直しについて(指摘12) 茶産出額の低下や担い手の減少に伴い、茶業指導所の規模を見直す時期に来ているのではないかと考える。 県は32,090㎡のほ場が必要とするが、すべて必要不可欠なのであろうか。 民間ではできない有機栽培茶園の研究等は必要と考えるが、一般の研究茶園は縮小し、甲賀市への賃借料の削減を図るとともに、農薬や人件費のコスト削減に取り組むべきと考える。	県では本県のブランド品目である近江の茶の生産を振興するため、担い手への効率的な茶園集積、海外への輸出、新品種の導入、新商品開発をはじめとする様々な取組を推進しており、茶業指導所での技術開発等の研究は重要であると考えている。 監査の指摘も踏まえ、これからの研究内容を整理した結果、茶業指導所では、実需者ニーズにこたえる有機栽培の研究や新香味茶などの加工技術の研究を重点的に進めるとした。 今後、有機栽培茶園を拡大するなどその時々の課題に応じてこれらの研究内容を変化させていくが、試験研究に支障をきたさない範囲で、一般の研究茶園のうちほ場条件の悪い茶園を一部縮小し、効果的、効率的なほ場運営に努める。

所属名 農業経営課・畜産課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
収支の状況について	(2) [農業技術振興センター] 生産物販売代金の管理について(指摘14) 農業技術振興センターにおける生産物の販売代金が、担当部長職を代表とした県との販売契約に基づき、ロッカー又は職員代表の個人名義の預金口座に保管されている。 現状の手続は滋賀県財務規則53条6項の趣旨に照らして問題がある。 また、保管した現金をいったん職員の個人名義の預金口座に預け入れ、後日そこから納入通知書をもって県に納入するという二重の入金事務を見直すべきである。	包括外部監査の指摘を受け、平成29年度からは、職員代表者の預金口座による一時保管を廃止するとともに、現金取扱員を設置し、収入の発生の都度、生産物販売代金を直接県へ納入するよう改善した。
	(3) [畜産技術振興センター] 近江しゃも種卵の上乗せ無償供給について(指摘15)(対応済) 畜産技術振興センターから孵化業者に対して、近江しゃもの種卵がその譲渡の都度、おおむね数十個から300個程度が上乗せ無償供給されている。 孵化を行うことができる県内企業が1社しかない事情があるとはいえ、県が特定の企業に対し、サービスと称して種卵を上乗せ供給するのは不適切である。 早急に透明性の高い取引に是正しなければならない。 なお、本報告書作成に至るまでの経緯において、この指摘事項を踏まえて、平成29年1月よりこの「サービス」の種卵供給は停止されており、孵化率80%を勘案し雛の申込数に応じた必要種卵数を譲渡し請求する事務へと変更されて	近江しゃもの種卵供給においては、平成29年1月から上乗せ無償供給をとりやめ、ふ化率を勘案した必要種卵数のみを供給するよう是正した。 今後も適正な業務運営に努める。

所属 畜産課・水産課

項	目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
収支の状	況につい	(4) [畜産技術振興センター] 近江しゃも食卵の譲渡価格について(指摘16) (対応済) 近江しゃもの食卵の県民・県職員への販売単価について、平成21年より変い。 果民・県職員への食卵販売について、市場価格と連動した価格改定の仕組みを構築し、価格の合理性を高めなければならない。 なお、平成29年1月よりこの食卵の販売単価については市場価格(総務省「小売物価統計調査」)を反映したものに改正された。(5) [醒井養鱒場] 指定管理者の人件費の配賦方法について(指摘17) (対応済) 醒井養鱒場について、指定管理者である滋賀県漁連の人件費の配試方法について(指摘17) (対応済) 醒井養鱒場について、指定管理事業への配試方法について(指摘17) (対応済) 軽井養鱒場について、指定管理事事業への配試方法について(指摘17) (対応済) 軽井養に登場があるが、県として確認・指定管理事業があるが、県として確認・指定管理事業があるが、早として報告されていない。 軽井養鱒場の指定管理料は、指定管理事業が赤字部門として報告されていることもあり指定管理制度導入時に設定された年間22,500千円のままま維持されているが、人件費の表の事がよりでなく、人件費の表すれば削減の余地がある可能性がある。指定管理者であるが、そのよりがある可能性がある。事はに対するのであり、行いない、と県民に疑念を抱かれかねない。その表に対する手ェック機能が有効に働いていない、と県民に疑念を抱かれかねない。そのより方を再確認願いたい。なお、人件費の配賦については指定管理者に対する実地調査のチェックリストによる確認については指定管理者に対すまと、1人件費の配賦基準」がチェック項目として追加されている。	食卵販売においては、平成29年1月からは総務省の「小売物価統計調査」をもとに、市場価格を反映した販売単価を算出し譲渡するよう改正した。 今後も適正な業務運営に努める。  歴井養鱒場の人件費の配賦において、自主事業と指定管理事業への配賦に対するチェックが十分ではなかった。 このため、指定管理事業に対する実地調査チェックリストに「人件費の配賦基準」を項目として追加するとともに、県漁連に適切な処理を指示した。 平成29年5月に平成28年度指定管理事業報告書に対する現地調査を、また12月には平成29年度上半期分の現地調査を実施し、人件費の配賦が適切に行われていることを確認した。 今後も指定管理者への指導とチェックを入念に進めていく。

		T
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
人件費の状況について	(1) [試験研究機関全般] 研究毎に投下された職員費の把握について(指摘18) 試験研究機関の事業費のうち大部分を占める職員費について、試験研究費とは別項目として管理されており、人件費を勘案した試験研究の費用対効果を数値で測定することができない。 研究活動を管理するための情報として、「誰が、どの研究に、何時間(いくらの人件費を)」投下したかを把握しなければならない。 例えば職務分担表を充実させ、事業と研究に時間を割り振ったうえいで行い、さらに不予定と実績を比較・分析する仕組みが考えられる。 当初に計画された職務分担表による予定投下時間が事業と研究の投下時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使ったのか、測定が可能となる。 さらに、職員費を時間によって各研究テーマに配賦すれば、職員費を考慮した実態の試験研究費を把握することも可能である。	平成29年度の職務分担表に各職員が担当する試験研究課題や事業名を具体的に標記し、4月、12月に分担制合を見直し、さらに年度末にも業務量をチェックすることで、各研究職員の人件費を研究課題ごとに把握するよう改善を図った。

所属名 畜産課・水産課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状 況について	(2) [琵琶湖博物館] [水産試験場] 重要物品以外 の現物確認について(指摘20)	供用物品の点検リストを整備し、平成29年~30年度に全物品を現物確認する計画を立て て確認作業を行っている。
重要物品以外の備品については、定期確認が行われていないが、備品紛失のリ然に防ぐためにも現物確認を行う必要が現物確認の実施方法については、数年ーションするなど実施可能なルールを作くことが必要である。  (5) [畜産技術振興センター] 公有財産台録について(指摘23) (対応済)	(5) [畜産技術振興センター] 公有財産台帳への登	指定管理事業で貸付中の物品を除く1,178件のうち、平成29年12月末段階で748件の確認を終えた。 引き続き確認作業を進めて平成30年度中に終える予定である。また平成31年度以降は4年で全物品を一巡する計画で毎年確認を行う。 指定管理者に貸付中の備品は指定管理者との間で締結した基本協定および仕様書において、指定管理者が善良な管理者の注意をもって管理し、常に良好な状態に保つこと、滅失やき損が生じた場合には直ちに県に報告すること、現在の指定管理期間が終了する平成32年度末には良好な状態で県に返納することを定めている。 返納を受ける際には指定管理者と県の両者で現物確認を行う。 公有財産台帳への記載漏れであり、直ちに記載した。
	て建設された建築物であるため公有財産台帳に記入する必要がある。  (6) [水産試験場] 不明備品の供用物品一覧表からの削除について(指摘24)(対応済) 現物確認を実施した結果、2点が確認できないため、供用物品一覧表から削除する必要がある。	確認できなかった2点は平成29年1月に供用物品一覧表から削除した。 今後も備品の適切な管理に努める。 なお、全物品について登録簿と現物の照合作業を進めていることに加えて、定期的な現 物確認のルールを定めた。

		7
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状 況について (7)毒劇物関係に ついて	①規定関係について (7) [琵琶湖博物館] [東北部工技センター] [農業技術振興センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 棚卸実施に関する文言について(指摘25) (対応済) [琵琶湖博物館、水産試験場を除いて、最低年1回の棚卸しは実施しているが、毒劇物の管理規定にその旨がないため記載する必要がある。	従来実施していた年1回の棚卸しについて、環境管理マニュアルに「年一回以上の棚卸しを実施し、定期的な在庫量の把握に努める。」と記載した。
	② [琵琶湖博物館] [水産試験場] 棚卸しの実施について(指摘27) (対応済) 必ず年1回は、毒劇物の棚卸しを実施することにより、適切な管理が行われていることを確認することが必要である。	平成29年1月に水産試験場における環境管理マニュアルおよび薬品管理指示書を改訂して毎年1回定期的に毒物および劇物の在庫確認することを明記し、平成28年度は平成29年3月までに在庫確認を実施した。 平成29年度も平成30年1月に在庫確認を行い、今後毎年度1回の在庫確認を行う。
	③ [琵琶湖博物館] [畜産技術振興センター] 長期未利用毒劇物の廃棄について(指摘28) 10年以上長期未利用の毒劇物を保有している が、必要性がないのであれば廃棄する必要があ る。	毒劇物の管理において、必要でないものについては、計画的かつ可能な限り速やかに廃棄処分を進めるため、平成30年度から対応することとしている。 今後も引き続き計画的な廃棄処分を進めるとともに適切な管理に努めていく。

所属名 畜産課・水産課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状 況について (7) 毒劇物関係 について	⑤ [畜産技術振興センター] 管理帳簿の確認について(指摘30) (対応済) サンプルで確認した結果、単純ミスではあるが帳簿の記載誤りが確認されたため、改めて帳簿の記載内容を確認する必要がある。	管理帳簿への記載ミスがあり、改めて現物を確認し管理帳簿の訂正を行った。 併せて、今後も記載ミスが発生しないよう、帳簿様式を改定し適切な管理に努める。 なお、平成29年10月には棚卸をし、記載ミスがないことを改めて確認している。
	⑥ [水産試験場] 管理帳簿の確認について(指摘31)(対応済) 廃棄した薬品について、管理台帳にその旨の記載がなされておらず、管理換えについても移管元にその旨の記載がない。 毒劇物の危険性を踏まえ、管理簿の記載を適切に行う必要がある。	薬品の廃棄を法に則って適切に処理したものの、その結果を薬品受払簿に反映出来ていなかったもので、漏れていた記載の追記を行った。 今後は記載漏れが起きないよう、薬品受払簿への記入を徹底し、薬品の在庫確認時に合わせて薬品受払簿の記載内容の確認を行う。

所属名 水産課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方につ いて	(8) [水産試験場] 優先的試験研究課題の明確化について(意見8)	滋賀県の水産業は特定の水産魚種に特化しているのでなく、固有種をはじめとする多種 多様な水産生物を対象にしているのが特徴である。
	水産試験場の試験研究課題は魚種別に実施しているものが多い。	しかし現在は琵琶湖や河川において、漁場環境の悪化、有害外来生物の繁殖、新型疾病 の蔓延など、さまざまな喫緊の課題が同時多発的に起こり、これらが複合的に作用して多 くの魚介類で漁獲量の減少が見られ本県の水産業に大きな影響が生じている。
	全体的視野から問題解決を図るためには、従来 の魚種別対応区分を見直し、水産業全体の現状か ら優先的研究課題を明確にし、予算や人材を投入 する必要があると考える。	これらの様々なマイナス要因に対して、全体的視野から問題解決を図るためには、一つの課題だけが解決されても他のマイナス要因が存在する限り、漁獲量の増加による水産業の振興は達成できないと考える。
		しかしながら、予算や人材にも限度があることから、行政部局と連携し、より効果的な 施策につながるように、研究課題の選択と集中を考慮していく。
		平成30年度予算においては、前年度のアユ不漁を受けた原因究明を最優先課題として取り組んでいる。
	(9) [水産試験場]醒井養鱒場のあり方について(意 見9)	醒井養鱒場検討委員会の検討(平成22年4月)以降も、民間への貸付など収支やリスク を考慮し検討してきた結果、指定管理者制度を導入した。
	公の施設見直し計画をうけて構成された醒井養 鱒場検討委員会のメンバーのなかには、醒井養鱒 場から独立した第三者はおらず、メンバーはいず れも醒井養鱒場の維持、推進の方向性を指示する	ビワマスほかの優良系統の保持・増殖による河川漁業や県内養殖業への安全かつ安定的な種苗提供は、県の責任において実施すべきである(県外種苗導入による遺伝的攪乱も避ける必要あり)。 また、米原市から県立施設として存続要望も出されており、観光による地域振興も考慮
	方と推察される。 当該メンバーで、醒井養鱒場の廃止、民間譲渡 等の結論が出るとは考えにくい。	また、木原川から県立地設として存続安全も出されており、観光による地域振興も考慮しつつ、引き続き醒井養鱒場のあり方を検討していく。
	本来は、費用対効果を検討し得る民間人等の第 三者を構成員とすべきであったと考える。	
	「段階的な民間移管」として滋賀県漁業協同組 合連合会への指定管理制度に移行しているが、醒 井養鱒場のあり方は引き続き検討することが望ま れる。	

所属名 水産課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方について		一般財源ベースでの比較において、指定管理者制度の導入前後において3,000千円以上の削減となっており、同制度の効果は現れていると判断している。 また、地域の方と協働で年4回のマス祭の開催(七夕・冬季を追加)や「養鱒の里で親子ふれあい体験」の実施、ルアー釣り場への集客などの工夫により、観覧事業の充実を図っている。 河川の遊漁者数が漸減傾向にある中での放流用のマス類の効率的な生産など、指定管理者とともにコスト意識をもって進めていく。

所属名 農政課・畜産課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
収支の状況につい て	(1) [滋賀県] 知的財産管理体制の整備について (意見 11)	各試験研究機関での知的財産管理担当者の設置や知的財産ポリシーを策定するなど管理体制の整備を進めている。
	試験研究機関が有する知的財産は県有財産で あり、自治体の財産である。	引き続き、研修の活用や必要に応じて弁理士の活用や知的財産管理に係る予算化を行う など管理体制の充実に努めていく。
	知的財産の活用や保護を行い、そして他者の 知的財産権の侵害を防ぐために、試験研究機関 における知的財産管理体制の整備の進展が必要 である。	
	なお、例えば企業の技術開発を支援する試験 研究機関であれば開発した技術の権利化に配慮 すべきであるし、文化学術的な研究をする試験 研究機関であれば著作権侵害に注意する必要が あるなど、試験研究機関毎が取り扱う研究分野 によって整備すべき内容が異なるため、管轄す る部局ごとに最適なあり方を検討する必要があ る。	
	(4) [畜産技術振興センター] 種卵の販売取引のあり方について(意見14) 地場産業育成の観点から、生産者が求める雛の数から必要な種卵数を算出するのは、畜産技術振興センターではなく民間で行えるように指導・支援することが望まれる。 また、取引の簡潔明朗さを重視する観点から、	地場産業育成の観点から、生産者自らが、求める雛の数から必要な種卵数を算出し注文できるよう指導を行った結果、平成29年4月から必要な種卵数の注文を受けるよう改めた。 負担金については、民間組織間のことではあるが、取引の透明性をより高める意味からも、団体指導および支援を通じて調整している。
	ひな1羽当たり25円の負担金のやりとりについて 生産者から近江しゃも普及推進協議会に直接支払 うこと、さらに、(一社)滋賀県畜産振興協会と の取引や関与内容等、種卵販売取引の透明性を一 層図ることを指導願いたい。	

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状況について	(2) [滋賀県] 研究用備品の有効活用について(意見18) 研究用備品の有効利用を推進すべく、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」において「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に基づき機器の相互利用を図っているが利用実績が低い。 利用促進を図るため、機器の保有側も会議の際に未利用設備の情報を開示するとともに、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」に参加していない他の県立機関にも情報提供を行うことが必要である。	試験用備品については、物品・役務電子調達システムにより、他の県機関でも把握することができることから、他機関からの利用希望があれば、使用頻度や利用状況を踏まえながら、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」における「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に準じて、備品の有効利用に努めるとともに、積極的に他機関の備品の有効利用に努めている。
	(3) [滋賀県] 新建造船舶の共同利用について(意見19) 琵琶湖の同じ地域を測定するにも係わらず、研究目的が違うなどの理由により、各試験研究機関が船舶を保有している。 中には運行日数も少なく有効に利用されていないものも存在しているため、今後、研究用の船舶を建造する際には、研究機関相互での共同利用についても検討していくことが必要である。	将来、新たな船舶を建造する必要が生じた際には、他の研究機関と共同利用する可能性を含めて検討する。

-F	4 H 4 4 b 1 2 4 7	
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状況について	(5) [琵琶湖博物館] [工技総合センター] [東北部工技センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 研究用備品の利用状況の把握について(意見21) 研究用の重要物品の中には、高額なものが存在しているが、研究のための利用状況の把握はされていない。 一定金額以上のものに関しては、利用回数等で利用状況を把握し、利用されていないもので業務に支障のない機器については、他の研究機関との共同利用による活用、移管、売却などを進めていくことが必要である。	重要物品については、年度ごとに使用状況や未利用期間、廃棄予定等を記入した確認簿等を作成するなどし、利用状況を把握しているところ。 その上で、長期間利用されていない物品について、平成29年度には廃棄処分も行っており、今後も他の研究機関での活用可能性の検討や、売却、廃棄等の検討を行う。
	(6) [各施設共通] 研究用備品の損害保険契約について(意見22)	試験研究にかかる重要物品の災害に伴う損害リスクと保険の加入費用について比較検 計等を行った結果、従前どおりの管理とする。
	各施設とも研究用の重要物品を多数保有しているが、共済保険に加入されていない。	なお、今後も情報収集に努め、必要に応じて保険加入の検討を行う。
	万が一火災が発生した時の損害などのリスクと 付保によるコストを比較した上で、高額な研究用 備品の共済保険加入について検討していく必要が ある。	

所属名 農業経営課・水産課

	4	
項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状況について	(10) [水産試験場] 船舶「琵琶湖丸」の有効利用について(意見26) 保有している「琵琶湖丸」につき、月10日(年120日)の運行と保守関係のため170千円/月で船長を雇用している。しかし、予備日の必要性、保守時間など理解できる部分もあるが、現状では、年54日程度の利用で雇用契約日数の45%しか運行されていない。 この雇用状況であれば、さらに運行日数を増やすことも可能と思われるため、定期的な調査運行以外の新たな研究への利用を図る必要がある。	湖上の調査ではエンジントラブルや航行機器の故障などが直接乗員の生命の危機につながることもあるため、船長が行う船舶の保守管理業務は運航業務と同等に重要な業務である。 船の運航計画を立てる際には天候の急変等を考慮して予備日を確保しているが、船長は船が運航していない時には機関や船体のほか港湾施設の保守管理業務にあたっており、船長の雇用日数は有効に利用している。 また要綱には、場長が特に必要と認めた場合に「琵琶湖丸」船長が水産試験場が保有する他の調査船の運航および保守の業務を行うことも定めており、要綱に従って今後も船長の雇用契約日数を有効に利用していく。 なお、「琵琶湖丸」の運航日数は平成25~27年度の平均で年54日であったが、平成28年度はアユの不漁を契機に資源調査の拡充を図るなど新たな調査運航が加わり、運航日数が年71日に、さらに平成29年度は年93回の運航日数と増加している。 また、平成29年1月以降の直近15か月間では、雇用契約日数の76%の運航があるなど、今後も引き続き「琵琶湖丸」の有効利用を図っていく。
固定資産管理の状 況について (11) 毒劇物関係 について	③ [工技総合センター] [農業技術振興センター] [水産試験場] 長期未利用毒劇物の廃棄について(意見29) 10年以上長期未利用の毒劇物の廃棄を継続的に行われているが、依然として保有されているため引き続き廃棄する必要がある。	長期間使用されていない不要になった毒物、劇物については、過年度から順次廃棄を進めている。 今後も引き続き、必要性を精査して、不要になった薬品などについては、予算を確保しながら、廃棄していく。

所属名 会計管理局管理課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
試験研究機関の財 務事務の執行及び 管理運営について 固定資産管理の状 況	(1)不用備品の売却の促進について(意見17) 不用決定された備品については廃棄されているが、滋賀県財務規則上は原則売却を求めていること、さらに他府県において売却事例もあることから、単に廃棄するのではなく売却を積極的に検討していくことが必要である。	工業技術総合センターにおいて、従前は産業廃棄物として廃棄処分していた物品の一部について、再利用・資源ごみとして売却するなどの改善が見られた。 今後も、不用備品は原則として売却するよう指導する。
その他の状況	(1)預金口座についての開設・記帳・閉鎖に関する規定について(指摘32) 滋賀県財務規則及び金庫等管理要領では、預金口座の開設・閉鎖の手続きについて定めた規定が存在せず、また、通帳記帳のスケジュールについても言及されていない。 金庫等管理要領等において、預金口座の開設・記帳・閉鎖に関する規定を設け、適切な管理体制を整備すべきであるし、公金外の資金を管理する預金口座についても、たとえば口座開設については、職員親睦会などの預金口座は別として、それ以外については適切な部署に申請させるなど、預金口座の利用目的に応じたしかるべき規定を設けるべきである。	預金口座の開設・記帳・閉鎖についての手続きを明確にするため、「金庫等管理要領」を改正し、各機関に通知を行った。

所属名 監査委員事務局

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
項 目 固定資産管理の状況について	(51)未利用情報の提供について(意見20) 毎期作成される定監査調書の物品管理状況調の中に、使用の有無の欄があり、使用されていない場合「無」と記載されるが、いつから利用されていないのかが当年度の記載からは不明である。利用されない期間が長くなると修理部品がなくなることや、機能の陳腐化のため再利用できにくくなる。 未利用の状況を把握しやすくするため、備考欄に未利用となった年度を記載する必要がある。	定期監査調書の物品管理状況調の記載方法を見直し、使用されていない物品については、いつから使用されていないか備考欄に明記し、毎年度、確認することとした。また、平成29年度に実施した定期監査において、使用の有無、未利用期間を確認し、必要に応じ有効活用や処分等の検討など、適正な物品管理に努めるよう指導した。
	(58) 毒劇物関係について ①監査委員事務局の監査の実施について(意見27) 毒劇物を保有する施設に対しては、毒劇物も含めて監査対象とすることで管理状況を確認する必要がある。	定期監査調書の物品管理状況調に「毒劇物の管理」の様式を追加し、毎年度、確認することとした。 また、平成29年度に実施した定期監査において、監査重点事項として「毒物および劇物の適正管理について」を掲げ、毒劇物の管理状況を重点的に調査した。 そのうち、平成30年1月から2月に実施した地方行政機関等に係る監査の中で、毒劇物の適正な管理に努めるよう指導を行うとともに、教育委員会に対して県立学校における「理科薬品等の管理と取扱いに関する手引」の遵守の徹底と毒劇物を含め不用となった薬品の有効活用の検討について、意見を付した。